

# 焼津市農業委員会 7月総会議事録

## 1 日時

令和5年7月14日（金）午後2時 ～ 午後3時15分

## 2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

## 3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	×	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	×	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

## 4 事務局出席者

主幹 鈴木博久 主査 高橋雅代 主事 清水健太郎

## 5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について  
第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について  
第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について  
第4号 農地転用届出事項の変更届について  
第5号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
第2号 農地法第4条の規定による許可について  
第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について  
第4号 農地法第5条の規定による許可について  
第5号 焼津市の農業振興地域整備計画の変更に係る意見について  
第6号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>17名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和5年7月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。5番深津三郎委員、16番石野恵一委員の両名にお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第5号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号から報告第5号までを朗読】</b></p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑】</b></p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第5号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第5号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号7を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号7を朗読後、説明】</b></p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田147,203.42㎡、畑22,715㎡の計169,918.42㎡、労力は3人です。</p> <p>申請地の場所は、焼津市立総合病院より南東へ約700mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人は、徳島県に本社を置く会社の子会社で、農地所有適格法人です。本社がある徳島県の阿波市を主として耕作を行っており、作物は主にどくだみ等の栽培を行っております。</p> <p>県内では掛川営業所を拠点に掛川市にてどくだみ、菊川市にてサカキの栽培を行っておりますが、栽培規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>

	す。
地区委員 10番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>7月5日に現地調査を行いました。譲受人が申請地を耕作することによる周辺への影響は軽微であります。</p> <p>7月7日の地区審査会では、譲受人である法人の社員をお呼びしてヒアリングを行いました。労力、農機具保有状況ともに十分であることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号7を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号7は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号8を審議します。</p> <p>本議案に係る八木榮志委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p><b>【退室】</b></p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号8を朗読後、説明】</b></p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田378,401.98㎡、畑3,763㎡の計382,164.98㎡、労力は5人です。</p> <p>申請地の場所は、市立静浜幼稚園下藤分園より南東へ約700mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 田中徳秀	<p>7月2日の日に現地調査を行いました。</p> <p>譲受人は認定農業者であり、焼津市内で大規模に農業を営んでいる優良な農家と判断できることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p>

	<p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号8を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号8を許可することに決定しました。</p> <p>それでは 八木委員の入室を認めます。</p> <p><b>【入室】</b></p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の番号3を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第2号、番号3を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所は、東名高速道路焼津インターチェンジより北東へ約700mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、八楠の農地25㎡について、住宅の敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、申請地の隣接地に居住しておりますが、住宅が手狭となり家財を置く収納場所が不足し、不便をきたしていることからこれに対応すべく、申請地に物置を設置するため、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の東側は申請人が居住する住宅の敷地で宅地、西側は畑、北側は現況が宅地、南側は申請人所有の畑であります。</p> <p>なお、申請地は農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは焼津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 17番	<p>申請地は現所有者が親から生前贈与を受けた土地であります。以前より自己住宅敷地の一部として、自転車や工具を収納するための物置を設置して使っていたそうです。</p> <p>農地でありながら許可を取らずに無断で転用をしてしまっているため、始末書の提出もありますし、宅地の一部として元の住宅敷地に対して面積も狭小であることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号3を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号3を許可することに決定しました。</p>

	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号4、及び議案第4号「農地法第5条の規定による許可について」の番号15は、関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第3号、番号4及び議案第4号、番号15を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は、田尻の農地196㎡について、当初計画者が昭和48年に農地法第5条の許可をとり、住宅を建築する予定でしたが、諸々の事情により実現に至らず、今後も申請地を利用する予定もなく、管理も困難であるため、今般、申請地を譲渡したく本申請に及んだものです。</p> <p>承継者においては、申請地を譲り受けて特定建築条件付売買予定地として、利用したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>特定建築条件付き売買予定地とは、造成した後に住宅の建築が行われず放置されることがなきように、造成後の土地を転用者から購入した者は速やかに住宅建築に着手すること、定められた期間内に住宅が建築されない場合は、転用者の責任において住宅を建築することを確約するものとし、このことにより許可における利用目的である住宅が建築されることが担保された上でのみ、特例で許可される市街化調整区域内の宅地分譲であります。</p> <p>申請地の場所は、市立和田中学校より東へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は道路、西側及び北側は宅地、南側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 10番	<p>ただいまの事務局の説明のとおりです。</p> <p>7月5日に現地調査を行いました。</p> <p>周辺に農地はなく、申請地を転用することによって周辺の営農へ及ぼす影響も軽微であることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号4を承認し、議案第4号の番号15を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号の番号4を承認し、議案第4号の番号15を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号13を審議します。</p>

	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第4号、番号13を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所は、東名高速道路焼津インターチェンジより北東へ約700mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、八楠の農地2.27㎡について、住宅の敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請の内容であります、先の議案第2号の番号3の農地法第4条の許可にてお諮りいただいた案件と場所及び利用目的も同じく、収納場所の不足により、不便をきたしていることから、申請地に物置を設置するため、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地につきましては、所有権の移転を伴うものであるため、先の申請と別での申請となっております。</p> <p>申請地の北側は道路、南側は現況が宅地、東側は宅地、西側は畑であります。なお、申請地は農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは焼津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 17番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>議案第2号、番号3の申請地に隣接する土地について、同じく住宅敷地の拡張として転用したいという案件です。</p> <p>譲受人と譲渡人は親族関係にあり、申請地はすでに譲受人の住宅敷地の一部として使用されているため、今般の申請で権利関係も綺麗にしたいということでもあります。</p> <p>始末書の提出もありまして、面積も狭小であることから地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号13を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号13を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号14を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第4号、番号14を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所は、東名高速道路日本坂パーキングエリアより北東へ約800</p>

	<p>mに位置している農用地区域内農地です。</p> <p>本件は、高崎の農地715㎡について、資材置場として利用するために一時転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、東名高速道路の静岡IC～焼津IC間の野秋地区の法面排水施設を施工しておりますが、工事期間中において資材置場が必要となるため、周辺の農地及び住民への影響の少ない申請地について貸人からの承諾も得られたため、これを借り受けて利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>転用期間は（農地の復元に必要な期間を含む）、令和7年5月末までの1年11ヶ月であります。</p> <p>申請地北側は道路、南側は水路、東側及び西側の現況は畑であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、農用地区域内農地ではありますが、例外的に許可の対象となる「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であること、利用の目的を達成する上で申請地を供することが必要であると認められるものであること、農業振興地域整備計画の達成に支障をきたさないものであること」を満たし、転用期間も3年以内であり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>7月2日に東益津地区の農業委員、推進委員全員で現地調査を行いました。一時転用するのは対象地の一部であり、残りの部分は引き続き畑及び梅の木の耕作を行う予定であります。</p> <p>周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号14を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号14を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号16を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号16を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、JA大井川静岡支店より北西へ約400mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、宗高の農地299㎡について、自己の住宅敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は市内の他所にて借家住まいですが、家族が増</p>

	<p>えて住居が手狭となったこと、将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側及び西側は道路、南側は宅地、東側は貸人が所有する田であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
地区委員 6番	<p>本案件は転用者が父の土地を借りて分家住宅を建てたいという案件であります。もともと申請地は477㎡の土地でしたが、その内299㎡を分筆して宅地とする予定です。</p> <p>現地調査の結果、周辺には申請者父の所有農地しかなく、申請地を転用することによって与える影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号16を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号16を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号17を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第4号、番号17を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所は、県立清流館高等学校より北へ約300mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、上小杉の農地393㎡について、駐車場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、申請地の道を隔てた隣接地にて建築板金業を営む法人であります。社会情勢による原材料不足や原材料の高騰に対応するため、現在使用している駐車場を安定的な在庫を確保しておくための資材置場とすることにより、代わるべき駐車場を他の場所に確保する必要が生じたことから、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は水路と道路、南側は雑種地、東側及び西側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いしま</p>

	す。
地区委員 15番	<p>ただいま事務局から詳しく説明があったとおりです。</p> <p>申請地は申請人の会社から道路を挟んで反対側にありまして、徒歩30秒もかからないところにある土地です。</p> <p>現地調査の結果、周辺には農地がないことから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号17を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号17を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号18を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第4号、番号18を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所は、藤守地区コミュニティー防災センターより南西へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、藤守の農地80㎡について、駐車場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、申請地の奥に居住しておりますが、道路から自宅敷地への進入が畑及びコンクリート塀にて遮られ困難であることから、申請地を譲り受けて自己の駐車場として利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側及び東側は譲受人が所有する畑、南側は道路と宅地、西側は宅地であります。</p> <p>なお、申請地は農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 田中徳秀	<p>ただいまの事務局の説明のとおりです。</p> <p>駐車場敷地への転用ということですが、現地調査の結果、申請地の周辺は宅地と自己所有の畑と道路に囲まれていますので、周辺農地への影響も軽微であることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、</p>

	<p>番号18を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号18を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号19を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第4号、番号19を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所は、大井川河川敷運動公園より北東へ約700mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、相川の農地471㎡について、駐車場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、申請地の近隣にゲストハウスを所有し、使用しているところではありますが、ゲストハウス敷地内に駐車スペースが少なく不便を来していることから、来客用駐車場を確保するため、また、近隣にある店舗の繁忙期において、来客者の自動車が周囲に交通渋滞発生させており危険であることから、貸し出して臨時駐車場として使用すべく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側及び西側は道路、東側及び南側は宅地であります。</p> <p>なお、申請地は農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>7月3日に地区委員で現地調査をしました。現地調査をした中で、現状が埋め立てた雑種地のようになっていたため、申請代理人である行政書士に始末書の提出を求めました。</p> <p>申請地の四方は宅地や道路に囲まれていまして、農地としての利用価値はあまりなく、農地に復旧することも困難でありますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号19を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号19を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号の番号20を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p><b>【議案第4号、番号20を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所は、市立大井川西小学校より北東へ約500mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、上新田の農地299㎡について、自己の住宅敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は市内の他所にて借家住まいであります。家族が増えて住居が手狭となったこと、将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は宅地、南側は水路、東側は道路、西側は貸人が所有する畑であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆるにじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>分家住宅の申請であります。ただいまの事務局の説明のとおりです。</p> <p>現地調査を行いました。申請地には以前まではイチジクやブルーベリー等が栽培されていた形跡がありました。</p> <p>周辺には宅地が多く、こちらを転用することによって周辺農地への影響もないと思われることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号20を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号20を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号「焼津市の農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局及び農政課の説明を求めます。</p>
事務局	<p>ここからについて、詳しい説明は農政課の担当者よりさせていただきます。</p>
農政課職員	<p><b>【議案第5号を朗読後、説明】</b></p> <p>「農業振興地域整備計画の変更」ということですが、今回の変更内容はいずれも青地から白地への変更です。このような変更の際は県にお諮りをするのですが、県への提出時に農業委員会、JA、土地改良区の三者の意見書を添付する必要がありますので、今回は皆様のご意見を伺いたいと思います。</p> <p>それではNo. 1からNo. 5まで説明をしたいと思います。</p>

	<p>&lt;No. 1についての説明&gt;</p> <p>整備計画の変更内容は「農用地の除外」で目的は「農家住宅の敷地拡張」です。</p> <p>申請者は現在焼津市の認定農業者である父とともに農業経営を行っており、将来的に父の経営をすべて継承する予定であります。</p> <p>効率的な営農と祖母の介護のため、実家及び耕作地の近くに農家住宅を建築したいという内容です。</p> <p>&lt;No. 2についての説明&gt;</p> <p>整備計画の変更内容は「農用地の除外」で目的は「駐車場敷地」です。娘世帯が申請者宅に同居するにあたり、駐車場が不足するため、自己の宅地に隣接する農用地を除外し、駐車場に転用したいという内容です。</p> <p>&lt;No. 3についての説明&gt;</p> <p>整備計画の変更内容は「農用地の除外」で目的は「駐車場」です。</p> <p>申請者の事業規模拡大にあたり駐車場が不足するため、会社に隣接する農用地を除外し駐車場に転用したいという内容です。</p> <p>&lt;No. 4についての説明&gt;</p> <p>整備計画の変更内容は「農用地の除外」で目的は「駐車場」です。</p> <p>申請地付近のお堂・墓地には駐車場がなく、墓参者は現在約100m先の市道の路肩に駐車していますが、交通量も多く危険な状況です。檀家より要望があったため、墓地に隣接する農用地を除外し駐車場に転用したいという内容です。</p> <p>&lt;No. 5についての説明&gt;</p> <p>整備計画の変更内容は「農用地の除外」です。令和3年に農業委員会より非農地判断を受けた土地のため、農用地から除外をします。</p> <p>以上農業振興地域整備計画の変更5件の説明であります。</p>
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。
地区委員 14番	<p>今回の件は、市の農政課で定める計画の変更をして駐車場等へ転用したいという話ですが、今後普段の転用の案件と同じように農業委員会に農地法の許可が提出され、総会で決定することになるのでしょうか。</p> <p>農業委員会の許可を飛ばして、農地を転用するということではないですね。</p>
農政課職員	<p>そのとおりです。本件は、農業委員会の許可を飛ばして農地を転用するということではございません。</p> <p>該当地が農用地区域内農地のため、そのままでは農地法の許可が下りる土地</p>

	<p>ではありませんので、先に農政課で農用地区域から除外し、白地の農地に変える必要がありまして、今回の計画の変更は、該当地を農用地区域から除外するための手続きであります。</p> <p>白地になった後に、通常どおり農業委員会の総会にかけて農地法の許可を取っていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号を原案のとおり回答することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第5号を原案のとおり回答することに決定しました。次に、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。本議案に関係する村松達雄委員、八木榮志委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p><b>【退室】</b></p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案を朗読後、説明】</b></p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。それでは村松委員、八木委員の入室をお願いします。</p> <p><b>【入室】</b></p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項は、すべて終了しました。</p> <p>また、新農業委員及び新推進委員の募集人数・募集期間等の案は、別紙でお配りした資料のとおりであります。ご異議がなければこの内容で進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、新農業委員及び新推進委員の募集人数・募集期間等はこの内容で進めさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、令和5年7月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>